



任意継続被保険者の 標準報酬月額の上限額について

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額

(対象期間:令和8年4月1日～令和9年3月31日)

38万円

この上限額は、前年9月末現在の当健康保険組合における全被保険者の平均報酬月額により決定されます。

これから退職される方で任意継続を希望される方は、退職時の標準報酬月額と任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額38万円とを比較し、低い方の標準報酬月額を用いて保険料を計算します。

また、退職後の健康保険につきましては、**国民健康保険への加入やご家族の健康保険の被扶養者になるという選択肢もあります。**

任意継続の保険料をお勤め先事業所に確認していただいたあと、お住まいの市区町村に国民健康保険料を問い合わせる、または、ご家族が加入の健康保険に扶養認定について確認していただくなど、ご一考願います。